

東大和市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年 9 月 7 日

東大和市長

和地 仁美

東大和市条例第26号

東大和市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

東大和市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第19条第1項第1号へ」を「第18条の3第1項第6号」に改める。

第14条中「第19条第1項第1号トの規定により代表者等の」を「第18条の3第1項第7号に規定する」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。